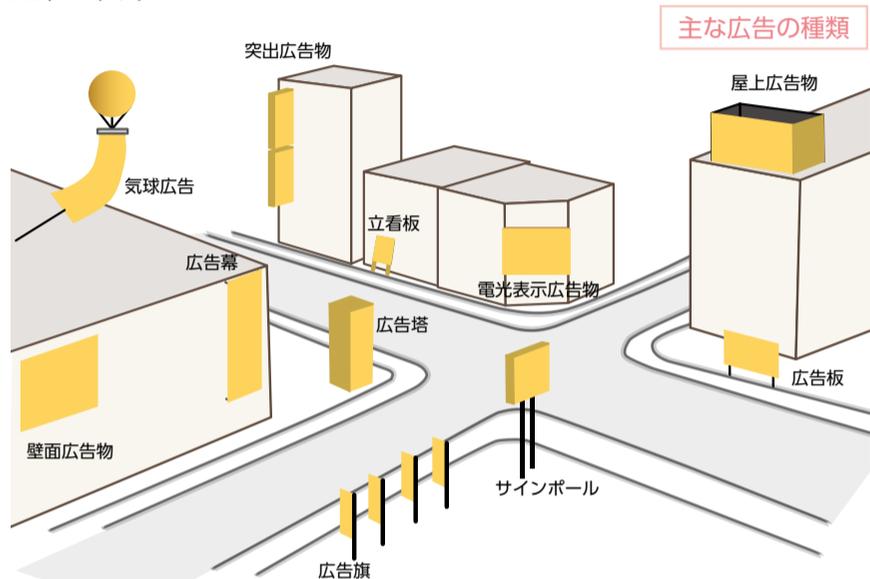


# 「おもてなしの心でつくる 想いやりのあるサイン」 を目指して

—那覇市屋外広告物条例—

## 屋外広告物

- ① 常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの



### 美しく風格ある県都

本市では平成25年4月1日の中核市移行に伴う沖縄県からの権限移譲により、これまでの景観施策との整合を図りながら、市内全域の屋外広告物における新たなルールとして「那覇市屋外広告物条例」を制定しました。また、屋外広告物条例の内容について、わかりやすく解説するとともに本市における屋外広告物の目指すべき理念や方向性を示した「那覇市屋外広告物ガイドライン」も作成し、市ホームページでも閲覧できます。市民、事業者のみならず、美しく風格ある県都なはを創造し、良好な景観形成を図るため今後ともご協力をお願いします。

## めざす未来像

本市の屋外広告物の望ましいあり方として「おもてなしの心でつくる想いやりのあるサイン」を基本理念として掲げ、市民のみならずと共有し、協働のもと良好な屋外広告物の形成に努めます。



### ・風景への想いやり

那覇の風景と調和したサイン

本市がめざす都市像である「亜熱帯庭園都市」「風格ある県都」「観光交流都市」を実現するため、地域の個性・特性を活かして、市民が誇れる屋外広告物を創出しましょう。



### ・ひとへの想いやり

屋外広告物の機能を活かした伝わりやすいサイン

屋外広告物の機能を活かし、伝わりやすく、おもてなしの心があふれる屋外広告物を創出しましょう。

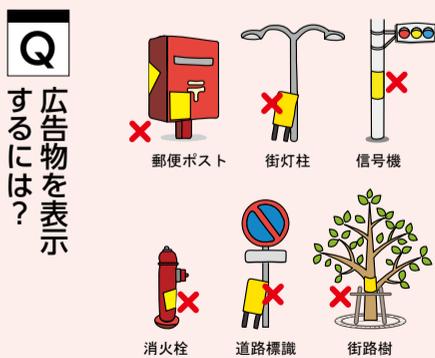


広告物が乱立、大型化した状態



広告物が整って並び風景と調和した状態

**Q** 広告物を表示するには？  
必要です。美しい景観を守り、公衆に対する危害を防止するため、広告主は屋外広告物を表示するにあたり、事前に市の許可を受けてください。



屋外に広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）や表示できない地域（許可地域）、表示してはいけない物件（禁止物件）があります。また、表示できる大きさや色彩などにも具体的にルールがあります。

**Q** どんなんルールがあるのか？



**Q** なぜルールが必要なのか？  
例えば、複数の広告が信号と重なり運転者を混乱させることがないようするなど、広告物の乱立や大型化を防ぎ、良好なまちなみ景観や自然景観を守るためです。